

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第40号

答申番号：令和3年度答申第35号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、原処分2（費用徴収処分）に係る部分は却下されるべきであり、原処分1（生活保護費返還処分）に係る部分は棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

令和3年7月分の請求人の新たな住居（以下「新住居」という。）の家賃を請求人が居住している住居（以下「前住居」という。）の家主（以下「家主」という。）が負担したが、同月末までに同年8月分の新住居の家賃を支払う必要があり、現に同年7月分の保護費のうち住宅扶助3万6,000円（以下「本件住宅扶助」という。）をその支払に充てたものであることから、原処分1及び原処分2がいずれも違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

本件住宅扶助は、令和3年7月分の請求人の家賃需要を満たすことを目的としたものであるところ、請求人の同月分の新住居の家賃は家主が負担していたのであるから、請求人が本件住宅扶助を要しなかったことは明白であり、原処分1に違法又は不当な点はない。

また、処分庁は、原処分2について、審査請求をすべき行政庁を正しく教示していたところ、請求人は、誤って審査庁に審査請求を行ったものであり、本件審査請求のうち原処分2に係る部分は、不適法である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分1は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、令和3年7月末までに同年8月分の家賃を支払う必要があり、現に本件住宅扶助をその支払に充てたものであることから、原処分1が違法又は不当である旨を主張するが、同月分の新住居の家賃については同月分の保護費から支給されているのであるから、請求人に本件住宅扶助を支給する必要は認められず、請求人の主張を採用することはできない。また、原処分2に係る審査請求は、審査請求の提起先が誤っており、不適法である。

3 以上のとおり、本件審査請求のうち、原処分2に係る部分は、不適法であるから却下されるべきであり、原処分1に係る部分は、処分庁は原処分を適法かつ正当に行っており、また、請求人の主張には理由がないから棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年2月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

生活保護法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

そこで本件についてみると、処分庁は、本件住宅扶助を支給後、請求人の令和3年7月分の家賃は家主が負担した旨を確認したことが認められる。そうすると、請求人は本件住宅扶助を要しなかったのであるから、本件住宅扶助を返還額とする原処分1に違法又は不当な点は認められない。この点、請求人は本件住宅扶助を同年8月分の家賃の支払に充てたなどと主張するが、本件住宅扶助は同年7月分の需要に対して支給されたものであることに加えて、処分庁は請求人に対し同年8月分の住宅扶助を支給していると認められるから、請求人の主張を採用することはできない。

また、原処分2は審査請求をすべき行政庁が正しく教示されていたところ、原処分2に係る審査請求は提起先が誤っており不適法である。

以上のとおり、本件審査請求のうち原処分2に係る部分は不適法である。また、原処分1には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。よって、本件審査請求のうち原処分2に係る部分を却下し、原処分1に係る部分を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子